

委員からの御意見と本市の対応等

◎ 意見書の提出状況（会議成立の可否）

26人／29人（89.7%）

⇒ 会議の委員定数29名に対して、過半数となる26名より回答があり、「宇都宮市子ども・子育て会議条例」第6条第2項に定める定足数の条件を満たしていることから、会議は有効に成立した。

【資料1】 保育所等の認可及び利用定員の設定について 協議事項

■ 1(5) 整備計画に対する整備量について

意見あり	意見なし
2	24

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>計画を上回る確保量となっているが、多くは小規模保育が含まれていると思う。保育園の運営上、定員と対応できる保育士を確保していても、0歳児等の入所が少ないと運営上、大きな支障が考えられるが、今後、小規模はどのように考えていくのかを整理する必要があるのではないか。</p>	<p>保育施設の整備に当たっては、「第2期宇都宮市子ども子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」といいます。）」において定めた各区域・各年齢区分の保育の需給計画に基づき実施しており、今回の施設の整備については、限られた区域内の局所的な保育ニーズに対応した整備量であり、適切なものとなっております。今後の施設の運営等については、法令や国の指針に基づき、実施してまいります。</p>
2	<p>宇都宮市は待機児童0とうたっているが、現状、潜在的待機児童がいる現状がある。</p> <p>計算上、待機児童0とうたうのではなく、真摯に潜在的待機児童も0になって充足していると評価できる計画を立てる必要があると考える。</p>	<p>支援事業計画における需給計画については、区域ごとに保育ニーズを把握し、施設整備を進め、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現の達成を目指しております。</p>

3	<p>毎年、潜在的待機児童が300を超えて実在している現状があり、その潜在的待機児童が希望しているエリアに対して整備されているか不明確である。これから計画されている小規模保育園で潜在的待機児童が十分に賄えるのか。</p>	<p>支援事業計画における整備計画については、各区域・各年齢の保育ニーズのうち、最もニーズが高くなる年度末を基準としていることから、区域や年齢に依らず、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現の達成を目指す計画となっております。</p>
4	<p>潜在的待機児童がいる背景には、「その保育園がいい」という理由があり、保育園に入れずに困っている家庭がいる。潜在的待機児童がどのエリアに多く、保育園の開設が必要か、分析がされているか資料からは読み取れなかった。</p> <p>潜在的待機児童の分析はされているのか。</p>	<p>保育施設の整備に当たっては、各区域・各年齢の保育ニーズを把握し、適切に施設整備を実施しております。また、特定園の入所を希望されるご家庭に対しては、自宅から近い施設など入所可能な施設をあっせんする支援を行っております。</p>
5	<p>計画が2年にわたっており、この期間は長すぎるのではないかと。期間が長いわりに保育園の数、保育できる子どもの数がそれほど増えていないことに疑問を感じる。潜在的待機児童の数に合わせた計画が必要なのではないかと。</p>	<p>保育施設の整備に当たっては、各区域・各年齢の保育ニーズを把握し、適切に施設整備を実施しており、整備期間等については、開所時期を設定し、建築工事に要する期間を踏まえながら定めております。</p> <p>また、必要な保育士の確保についても、支援事業計画の中において、「とちぎ保育士・保育所支援センター」の活用など、具体的な手法を定め、推進しております。</p>
6	<p>小規模保育園しかないが、提携園の記載がなく、提携園がその小規模保育園の周辺であるか、親の負担が少ない（移動など）園に転園できるのか不明瞭である。提携園は、どこになるか、親の負担が少ない場所なのかなど、把握や指導はしているか。</p>	<p>小規模保育事業所を希望する申込者に対し、窓口などで連携施設のご案内をさせていただいております。</p>

■ 2 保育所等の認可について

可	否
26	0

No.	否の理由、その他	回答
1	新規開設する保育園は、小規模保育園しかない。開設する小規模保育園は、提携園の記載がないのはなぜか。	小規模保育事業所を希望する申込者に対し、窓口などで連携施設のご案内をさせていただいておりますが、資料への記載につきましては、今後検討してまいります。
2	小規模保育園を開設するにあたり、提携園の設置が必要となっているが、提携園は小規模保育園の近辺であるのか、親の負担が少ない（移動など）園に転園できるのか不明瞭である。見学か問い合わせでしか情報を知ることができないことに関して、資料に記載するなどの対応をしてほしい。	
3	提携園は小規模保育園によっては、小規模保育園より遠いところと提携していることもあり、子や親の負担なども考慮すべきであるが、どのように検討されているか。	市では、公募の段階において、連携施設の設定に係る確約書の提出を求め、審査を行っており、卒園児を受け入れる連携施設の設定については、2歳児の利用定員分を確保することを条件としております。

【資料2】今後の子どもの居場所づくり事業について **情報提供**

No.	委員からの御意見	回答
1	支援窓口をまとめてほしいという意見に同意する。問題が複合したケースも多く、また本人も複合的課題と知らずに相談に来るケースも多いと聞いている。来所されて話を聞いた時に、ざっくりと請け負ってくれ振り分け相談できる窓口があると安心して来所者を受け入れられると思う。	親と子どもの居場所において、専門的な支援の必要性を把握した場合には、関係する所管課で調整を行い、必要な支援へのつなぎを行っております。 なお、居場所への支援の申し出について窓口をまとめて欲しいとのご要望もいただいております。今年度、宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議を設立し、支援したい事業者と支援を受けたい居場所運営者をつないでまいります。
2	宮っこの居場所応援連絡会議を設置し、行政が中心となって連携の取り組みを作ってくれることは大変嬉しい。	居場所の支援者と運営者をつなげることで居場所の活動を支援することができるよう、宮っこの居場所応援連絡会議の円滑な運営に努めてまいります。

3	<p>地域社会環境の変化についていけない家庭（経済貧困・関係性貧困）の増加により、その影響を受けている子供たちの支援が急務であることはご存じのとおりである。地域社会の施設・人材等の資源の確保、またそれを可能にする財源が課題であると思われる。このことの課題解決に関して、まだまだ検討し工夫していくことが必要と思われる。</p>	<p>委員ご指摘の通り、子育て家庭が身近な地域で利用しやすい場所に居場所を増やしていくためには、人材・財源等が必要であることから、「宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議」や「宮っこの居場所登録団体ネットワーク」が中心となって課題解決に向けた検討を継続してまいります。</p>
4	<p>モデル事業の結果を踏まえて、効果的な支援を検討する必要がある。また、地区ごとに開放されるよう、市が積極的に関与することも必要ではないか。</p>	<p>モデル事業の結果から「親と子どもの居場所」が関係性の貧困の解消に向けた有効な事業であることを確認し、子育て家庭が身近な地域で気軽に利用することができるよう5つの教育保育提供区域への設置を目指すこととしたところであります。</p> <p>また、各地区での将来的な「親と子どもの居場所」の担い手の確保育成を図るため、「子どもの居場所」運営者への支援内容に応じた補助額の加算や、開設希望者・運営者を対象とした相談支援を実施し、設置の促進を図ってまいります。</p>
5	<p>空白地域をなくすため、25中学校区単位で設置目標を立案する。</p>	<p>親と子どもの居場所は高い実務経験を有する人材の確保や子育て家庭に必要な支援を総合的に届けるための体制を整える必要があるとともに、子育て家庭の利便性等を考慮して、当面5つの教育保育提供区域への設置を進めてまいります。</p>
6	<p>新設される3ヶ所の名称と住所、代表者氏名・連絡先が知りたい。登録方法も具体的に知りたい。</p>	<p>親と子どもの居場所の新規3か所につきましては、令和4年5月公募、7月選考・決定を予定しており、決定次第改めてご報告申し上げます。</p> <p>利用登録につきましては、各居場所に直接訪問いただき、「利用者登録カード」にご記入いただければ完了です。</p>

7	<p>青少年の居場所、こども食堂は駅東側にとっても少なく、駅西側まで行って利用するかという躊躇する可能性がある。</p> <p>利用者が利用しやすい場所を整備していく必要があるのではないかと考えるが、計画されている新規の場所は少ないエリアを検討されているのか</p>	<p>青少年の居場所や子ども食堂（新称：子どもの居場所）につきましては、地域が主体となって設置・運営するものであり、市においては補助金や寄附の分配等による財政的な支援や開設等に係る相談支援を行って、各地域における設置促進が図られるよう支援してまいります。</p>
8	<p>すごくいい試みだと思うが、あまり認知されていないような気がする。一度、近所の「いばしょ」に行ってみようかと思ったことがあるが、情報が少なすぎて場所のイメージがつきにくく、結局行かなかった。</p> <p>居場所を求めている子どもは自分が受け入れてもらえるかどうかナーバスになっていると思うので、「誰でも安心して利用できる」という情報を積極的に発信した方がいいと思う。</p> <p>小学校や中学校でもパンフレットは配布しているのか。</p>	<p>居場所を必要とする子どもたちに情報が届けられるよう、学校や民生委員児童委員協議会等の関連団体を通じたチラシの配布や市ホームページへの各居場所情報の掲載など、あらゆる機会を活用して居場所の周知に努めてまいります。</p>

【資料3】送迎保育ステーション事業の実施について 情報提供

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>駅の近くでは理解できるが、今後、地区割をして何カ所か設置することも検討すべきではないか。</p>	<p>令和4年度に中間見直しを行う計画においてニーズ調査を実施しており、それらを含めたニーズを踏まえて検討してまいります。</p>
2	<p>順調に実施されるようお願いいたします。</p>	<p>計画通り実施できるよう努めてまいります。</p>
3	<p>利用している児童が発熱などお迎えが必要になった場合はどうするのか。</p>	<p>送迎保育ステーション事業は朝・夕の送迎となっており、御質問の場合は保護者の方が直接お迎えに行ってくださいか、申請時に病児保育を案内し、送迎付きの病児保育で対応をいただくことを想定しております。</p>

【資料4】令和4年度予算案の大綱について 情報提供

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>医療的ケア児等の支援・受入体制について検討されるようになってきていることがうかがわれ、訴えてきたことが検討されてきていること有難く思う。</p> <p>しかし、就学時前の段階の支援・受入体制づくりについてのみ、検討されていることが残念である。子どもは成長し、幼児期の次に学齢期がある。</p> <p>8ページ、医療的ケア児等の支援・受入体制の充実の最後の行には、(新)ではない項目として、「市立小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童・生徒を支援するための選任の看護師を配置」の項目が書かれているが、医療的ケア児は、市立小中学校だけでなく、県立の特別支援学校にも多数在籍している。現在、特別支援学校に通学している人工呼吸器をつけたお子さんはいないと聞いている。市立の小学校に人工呼吸器をつけたお子さんがかつて在籍し、友達と一緒に学ぶ様子が報道された画期的な例があったが、現在は宇都宮市民で人工呼吸器をつけた子どもで学校に通学している事例はあるのか。学校の選択についても、十分な準備や、合理的配慮がなされているのか。過去に希望しても親の付き添いを求められ途中で断念したり、親が離職を余儀なくされたり、「安全」のため訪問教育へ誘導されてきている。医療的ケア児支援法の教育分野でのポイントとして、「学校の措置者は、その措置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いが無くても適切な医療的ケアを行う看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」ということがあげられている。医療的ケア児の中には、元</p>	<p>本市では医療的ケア児支援法成立以前の平成28年度より、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置し、対象児童生徒が充実した学校生活を送れるように支援しております。</p> <p>現在、市内小中学校には7名の医療的ケア児が在籍し、8名の看護師が交代で支援業務にあたっており、人工呼吸器を使用している児童も通学しております。</p> <p>本市では年長児を対象に、特別支援教育、医療などの専門家による教育支援委員会の調査・審議や保護者の学校参観などを基に、1年間掛けて複数回の面談を行うことで保護者の希望に寄り添いながら最も適した就学先を決定しております。また、本市小中学校に就学先が決定した場合は、できるだけ速やかに段差の解消や多目的トイレの整備等、学校におけるバリアフリー化に取り組んでおります。</p> <p>一方で委員ご指摘のとおり、県立特別支援学校では、「人工呼吸器を使用している児童生徒は訪問教育、登校時は保護者が付き添う。」という方針で、医療的ケア児支援法成立以前と変わらず、一律通学を認めない対応が見られました。</p> <p>そのため、今年度の就学相談では、人工呼吸器を使用し、通学による県立特別支援学校への就学を希望される児童と保護者に寄り添いながら、県教委に対して繰り返し交渉を行うなど、医療的ケア児一人ひとりが、最も適した教育を受けることができるように支援しております。</p> <p>今後とも、児童、保護者の願いをしっかりと聞きながら、より良い就学先を決</p>

<p>続き</p>	<p>気な動ける人工呼吸器をつけたお子さんもいる。家ではなく学校に行き、お友達と共に学びたいと思うのは当然で、健全な学びではないか。幼児期だけでなく、学齢期の医療的ケア児に対する支援について早急に考えていただきたい。</p> <p>☆保護者の付き添いなく学校に毎日通えるために。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の配置。</li> </ul> <p>なお、県立特別支援学校の通学についても、人工呼吸器をつけた子どもから希望があれば、安全かつ本人が友達と共に学校で学びたい希望を叶えるためにどうすればいいのかを市と県で協議をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学支援</li> </ul> <p>自分で移動が出来ないため、学校に行くためには送迎支援が必要である。保護者が車で送迎する場合、運転中は医療的ケア児の支援が出来ず危険が伴う。介護タクシーや看護師の配置を検討してほしい。</p> <p>自分で移動できない状況下の「移動」の負担を保護者から軽減する支援を考えていただきたい。</p>	<p>定することができるように努めてまいります。</p> <p>本市では単独での外出が困難な障がい児に対し、通学時の移動の支援を行う「通学通所支援事業」を実施しており、医療的ケアを要するため介護者1人では移動中の介護ができない場合については当事業の対象となり、ヘルパーの付き添いにより通学を支援しております。</p>
<p>2</p>	<p>青少年の健全育成・自立支援の推進の項目の最後に、「(新) ヤングケアラーの普及啓発リーフレットの作成・研修会の実施」とある。これは、ヤングケアラーと呼ばれる青少年が存在するということを知ってもらうための啓発リーフレットか。研修会とはどんな研修会か。ヤングケアラーと呼ばれる青少年に対しての具体的ケアが求められていると思うが、どのようにケアしていくことを検討しているのか。</p>	<p>リーフレットは、ヤングケアラーを含め、子どもの権利に関する内容を盛りこんだもの、研修会はヤングケアラーに関する有識者などを講師として招き、ヤングケアラーへの理解を深めるものであり、どちらもヤングケアラーの社会的認知度の向上を目的としております。</p> <p>また、ヤングケアラーへの対応については、子ども家庭支援室や青少年自立支援センター、保健と福祉の相談窓口をヤングケアラー相談窓口とし、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、庁内関</p>

<p>続き</p>		<p>係課が連携して必要な支援を行っているところであります。</p> <p>今後は、相談内容等を踏まえ、必要に応じて庁内横断的な組織であるヤングケアラー対策委員会において支援策を検討してまいります。</p>
<p>3</p>	<p>「宮っこステーション事業の推進」について、子どもの家の整備とは、具体的にどのような整備がなされるのか。</p>	<p>子どもの家は、留守家庭児童に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る施設であり、これまでも学校の余裕教室の活用や、建物の新築により場所を確保してきたところであります。</p> <p>予算大綱に記載の4施設につきましては、新たに学校敷地内に子どもの家専用の独立棟を建設するための予算を計上したものであります。</p>
<p>4</p>	<p>少子化対策として、子供を産んだ後、預けられる場所が保証されているか、女性のキャリアを損なわない計画が必要だと思われるが、それが見えてこない。女性が活躍しやすい環境を整備する必要が考えられるが、その点は検討されていないのか。</p>	<p>女性就業率の上昇などの社会環境等の変化により安心して子どもを産み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められていることから、すべての子育て家庭が必要となる保育サービスを利用できる環境を整え、供給していくために「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」において、各種サービスの計画を策定しているところであります。</p> <p>また、令和4年度には社会環境の変化や保育ニーズを踏まえた中間見直しを行ってまいります。</p>



【その他の御意見】

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>過去の「といず」の事例をふまえ、保育機関に対し、抜き打ちでの保育環境の視察徹底をお願いしたい。</p>	<p>本市におきましては、国の通知を踏まえ、「児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合」等には、事前通告なく、施設への立入調査を実施しているほか、経験豊富な保育士が、事前通告なく施設を訪問し（2～4回／年）、児童への対応方法や保育環境の確認等を行う巡回指導支援を実施しているところであります。</p> <p>引き続き、安心安全な保育環境を確保するため、効果的な保育施設の指導監督に努めてまいります。</p>